

平成20年度 第2回 特別職報酬等審議会 会議録

議 題	1 委員の委嘱 2 特別職の報酬について
日 時	平成20年11月20日(木) 午後1時30分から
場 所	町民センター 1階 会議室
出席者	田中利次、金井恵里可、前嶋笑子、斉藤正信、鈴木陽三、平井勇一、 佐藤一夫、藤原一夫、福田恭子
欠席者	岸良治

<議題1> 委員の委嘱

人事異動等により委員が欠けたため、寒川町特別職報酬等審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間について次のとおり委嘱した。

湘南ユニテック労働組合 中山 雅美 委員 → 日東化工労働組合 藤原 一夫 委員

<議題2> 特別職の報酬について

事務局：早速議題に入っていただく訳だが、前回の会議録について、内容について若干説明をさせていただき、承認をいただきたい。

事務局：会議録について事務局の方でまとめた。まず議題の1、委員の委嘱については、2人の委員が人事異動によって変更があったため、新たに岸委員、平井委員を委嘱させていただいた。議題2の諮問書の提出についてですが、町長、副町長の給料月額についての諮問を行った。議題3として報酬についての審議をいただいたが、事務局より資料に基づき過去の諮問状況、答申の状況、特別職の報酬等の推移、県内市町村及び類似団体の特別職の報酬等の状況と財政状況についての説明をした。また説明に時間がかかったため、委員の発言にはあまり時間がとれなかったというのが実態だと思う。発言の中身は読んで確認いただきたい。

事務局：会議録については、ただいま説明をさせていただきました。今全部が全部目を通していただけない部分もあるが、これでご承認をいただきたい。若干終わりまで時間もあるので、その辺で確認をいただきながら、またホームページの方へ公表については、確認等いただいた後にさせていただきたいと思うので、もし、お気付きの点があればご意見をいただけたらと思う。それと始まる前ですが、今日資料を若干付けさせていただきました。これについては、前回配らせていただいた内の5市5町の比較表を配りましたが、その内葉山町がその後12月1日付けで若干金額を変更したというような情報に基づく資料の配付である。ご了解をいただきたい。若干金額を下げたというような実態です。事務局の方の説明は以上です。

委員：議題に沿って行きたいと思います。先程事務局の方から説明があったが、ホームページに公表するのはいつ頃か。

事務局：特になければ、これで公表していきたいと思うが、2～3日中にもしお気付きの点があればご連絡いただきたい。

委員：議事録承認は、今の議題でなくていいのか。

委員：議事録承認を行わないといけない。

事務局：議題2のその辺を落としていた。議題に追加して承認をしていただくということでよろしくお願ひしたい。

委員：よろしいか。

【議事録について内容検討、確認を行った。】

委員：では、早速だが議事の方へ進んでいきたいと思うが、議題の特別職の報酬についてということで、1、2とあるので、まず1の方から事務局から説明を伺いたい。

事務局：説明をさせていただきます。今日配らせていただいたA3の大きいサイズのものだが、先程葉山町で動きがあったというようなお話を申し上げたが、具体的には12月1日から改正される葉山町長と副町長と教育長の給料がそこに記載してあります。葉山町市町村長という欄では、82万3千円となっているが、前は91万5千円であった。それが、10%の9万2千円減っている。副町長は、前は74万円。10%で7万4千円の減となっている。教育長も同じく10%で、前は69万9千円。7万円の減となっている。

委員：12月1日に変わったばかりか。

事務局：これから変わります。

委員：それでは皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思うがいかがか。

委員：このデータ比較だけでとらえるならば、町長、副町長の報酬を下げてても構わないと感じはするが。対首長比較という形で見た場合、特別職の中の首長から議員までのところというのは、寒川町でいうと同規模町一帯で比べると開きが寒川町は大きい。金額水準だけ取ってみれば、寒川町は議員から議長まで水準はそんなに高くないなという感じはする。

委員：先程議事録も併せていただいたが、結局今回の主旨というのは、とりあえず町長、副町長の報酬の問題だけということである。それに関連して伺いたい、今回町議会議員も議員定数を削減したが、その時期に合わせて報酬の見直しをしたのか。

事務局：していない。

委員：ということは、もともと行政の特別職に比べて議員報酬は低かったということである。町長と比較して副町長、教育長との間の率の比較に比べて、議長、副議長、議員の方は比較的開きが大きいというのが寒川の特徴である。そういうことからしたら、やはりバランスの問題を考えても町長、副町長あたりは削られてもよろしいと思う。ただ、競争して報酬を下げれば良い町長というのはちょっと違うという気がする。

委員：議事録について前回のものを見て、率直に感じるのは前回（平成19年度開催）と問題提起があまり変わっていないのではないかと。いわゆるマニフェストじゃないという前提で、あくまでも今回は町長、副町長ということで提案されているが、内容から見て寒川町が突出して高く払われているのではない。要は下げたいというのは何をもちょうで下げたいのか。社会情勢の変化だとか、全般的な流れという社会変化にどう対応していくかという部分で、また再度検討してほしいということだが、寒川町は何をしたいのか、何をやりたいのか。だからこれだけの資金が欲しい、これだけの源資が必要なんだということか。しかし下げれば良いというものではなくて、何をしたいから下げたいとはっきりさせるべきではないか。この資料の中では決して高い金額とか高い率でもない。地域の対比だけを見ると決して高いというものではない。

事務局：今回はあくまで町長のマニフェストとはかけ離してもらい、何がしたいとかではなくで、客観的に見て町長、特別職の給料については論議される場がないと

ということで、この審査会で論議していただくことしかない。我々職員については人事院勧告があるが、特別職については全くそういう機会がなく、最終決定はもちろん町長とか議会になるが、もう10年ぐらいそういった論議をしていただけてない、町民の方あるいは代表者の方に、この審査会で論議していただけてないといった実態があったので、町長が前年度に20%云々というのは別として、一般的にその後10年間の経済情勢等が変化している中で、今の金額が適正かといった論議いただくのが主旨です。ですので下げるとか上げるとかという目的があってお願いしているのではないので理解をいただきたい。

委員：前回報酬を決めたのはいつ頃か。

事務局：平成8年に今の金額は、当時の報酬等審議会の委員に意見をいただき、今に至っている。

委員：そうすると、もう何年も経つ。

事務局：近隣との比較や町の人口あるいは税収の状況というようなものが当時からどう変化したという部分で議論いただきたい。

委員：今後は毎年こういう形で続くのか。

事務局：基本的には毎年やっていきたいと思う。

委員：確かに今の経済状態を見るといろいろと変動があるので、変えなきゃいけない問題もあるかと思う。

委員：毎年やるとなると評価してしまう。評価がこの中に加わるということであれば政治的な意図になってしまうのではないか。これは政治的な意図はないということで進めるのであれば、今どういう比較をするかといえば議員との比較だとか、職員との比較だとかという形になると思うが。そうすると今年のできは悪かったといったような話になるのではないか。

委員：町長に対して多少成果的なものも必要か。

委員：世の中の情勢を見てると、企業の場合には完全に給料にきますので、時代に合わせて町長の希望もあるようだし、下げてもいいと思う。町長も教育長もここで変わっているので、そんなに抵抗はないと思う。ただし、議長や議員などは比較して安いと思う。

委員：地方分権で、一番自治体として弱いところは議会だという風によく言われてい

る。議会がきちんと政策決定をできるような機関であって、またその能力もなければならぬ。そういう活動の場でなければならぬということになると、その行政の特別職との報酬の差額があまりにもあるというのは、逆に議会にとってはあまり自分の仕事に誇りを持たなくなるというか、首長の監視役だけやってればいいやっというような士気の低下というものをもたらすんじゃないかという気がする。これだけ町長との差があるともう少し議員とのバランスを取るような形がよいのではないか。

委員：私は下げることに賛成なんですけど、この間委員の意見として、下げた金額をどうするかというところまではという話が出て、この報酬をどう使うとか行政的なものに口出しはできないとあるんが、もし下がったものについてこれをどういう風に使うかというその決定ではなくても、やはり本予算とは違う部分でこういう使い方をして欲しいんだというぐらいのことを言ってもいいのかなどかと思いますが。

委員：私の主観ですが、マニフェストで、この辺のことまで考えていたのかどうか、例えば町長だけならいいが、町長を下げると副町長以下から全部下がることになり、金額がだいぶ変わってくる気がする。

委員：諮問を受けているのが報酬額であって、使い道だとかというのは諮問を受けていないので、この場ではできないとの捉え方か。

事務局：いま委員述べたとおり、今回は使い方については当然予算の編成の中で考えられる。昨年町長の公約の20%というような下げ方について、委員の意見聴取を行いました、その中で使い道というようなものが論議されました。今回については使い道というものは予算審議の中で論議いただくことですので、ここでは現行の条例本則の金額が社会情勢等に鑑みてどうかという投げ方でお伺いをしているのでご理解をいただきたい。ですので、使い道については今回の論議ではないと考えている。

委員：要は社会情勢を見て現状の町長、副町長に対して下げた方がいいか、上げた方がいいかそれだけの結論を出していただきたい。確かにそうだと思うが、これはそれぞれの審議委員の気持ちとか思いとか考えがある。その考える判断の材料が単純に下げた方がいいんじゃないかといえればそれで済んでしまうだろうし、そうではなくて全体のバランスを考えたときにどうなるかだとか、寒川という一つの将来も含めて、寒川町を想定してより良い町長が、より良い行政を作るには果たしてこの給料でいいのかというところだろう。山上町長という名前前で判断ではなくて、寒川の将来性とかいろいろな寒川の近隣を含めた格付けを見て、今の財政上の中で判断すると、どうせ安くなるんだったら下げたほうがいいという論法になってしまう。ただ、それで判断してしまっているのか。

そうではなくて寒川全体をいろいろなところから見て、首長にしっかりやって貰うためには現状維持でいいと思う。社会情勢は確かに厳しいが、より良いまちづくりをして欲しいという風に判断したときには、逆にもっと上げてもいいのではないかと。

委員：論議した上で決めるという期待値です。

委員：一般の人に聞きましたが、葉山町、大磯町、二宮町、湯河原と比べると寒川町は小さい町じゃないというような意見が多かった。

委員：今日初めて参加したが、基本的なことを聞きたいのだけでも、前回の中で報酬について条例を作っていると話があったが、他の市町村でも同じような条例があるのか。それとも寒川町独自で作っているのかを1点聞きたい。また特別職の報酬等の推移で、平成2年7月から平成8年1月まで4回引き上げになっているが、引き上げの経緯というのはどのようなものであったのか、以前は引き上げとか引き下げという事例があったのかどうかというのを聞きたい。

事務局：条例制定については、全ての市町村で設置をされている。金額については、理由までは今承知をしないが、その時の委員の論議の中で現行金額を例えば何%引き上げた方がよろしいという部分で答申をいただいた。資料の平成9年の部分については、引き上げの答申があったが、当時の町長は答申はいただいたが、町長としてはそれを議会に諮らなかったので、現行では平成6年の部分が生きてきているというのが実態である。

委員：以前に引き下げというのがないのか。

事務局：引き下げは基本的には今までなかったと思われる。保存年限があるので過去の資料を全て見きれないが、聞いている限りでは年々物価が上がってきますので、それに併せて引き上げている状況であり、過去の審議会議事録を平成2年ぐらいのものも見たりしましたが、やはりやり方としては他市町村との比較、社会情勢、財政規模などに基づいて議論しております。具体的にいうと今回も5市5町というような形で資料を提出しているが、やはり同規模団体として人口規模です。そういうところを見ながら動かしてきているというのが現状であり、過去全てを調べているわけではないが、引き下げというのはいってなく、引き上げについても若干の幅であれば動かしていないと思われる。ですから先程話したとおり、前回の資料にあります平成9年度に諮問答申をかけておりその中では増額ということで平成10年4月1日からということであったが、一般職の状況も踏まえ、全体の中で上げるべきか、上げざるべきか判断している。

委員：私ども勤労者の立場だと、これからまさに会社と賃金の改定について話をして

いく時期にきているが、会社の例えば業績など、予算の目標に対してどれだけ実績が上がったんだという論点で組合と開催することになる。ある程度ボーダーラインが引いてあるので、例えば業績に対して何%ダウンだとか、何%アップなど、そういう目安といいますか、そういうものがあつた方がこういう会議体の中でもっと議論ができるのではないかと。あと今回の葉山町ですが、10%下げられたというのはなにか情勢的な面で下げたとかそういう情報が入っているのか。

事務局：昨日葉山町の総務課に聞いたところ、平成6年1月1日以降やはり同じような状況で動いていない。基本的には葉山についても、一般職との兼ね合いというものもあり、なかなか手を付けなかったという状況です。ここで町長が替わられて、新しい町長は報酬だけに限らず町政を全体的に見直すというようなことで、こういった形でどうなのかと諮ったらしいが、確かに葉山については、町村で今まで一番高いといったこともあり、今回10%下げた。

委員：あまりにいろいろありすぎて、議論が拡散しがちだと感じるが、もし私が事務局だったらどんな資料を作るかなと思うと、私がもし役場の担当だったら縦軸に給料で、横軸に人口をプロットして、5市5町をプロットして回帰分析するところになって、うちは多分この辺で、財政力と給料でXY軸にしてこういう風にやってこの辺ということで、大体うちが当たりそうな場所はこの辺りじゃないかと当たりを付けておいてどうかというやり方で、組合ともし話をするのであれば、同業者比較とか。それから賃金は賞与を決めるときは業績を見るが、賃金は普通は消費者物価指数である。それと同業他社の動静と、あとは経営の意志ということになるが、企業と町は一緒ではないので、本当になにが大事なのかということ、他の町とのバランス感覚なのか、それとも別のことなのかということ、どういふ優先順位付けをして、まず大体この辺りじゃないかという当たりを付けるものがなにか事務局の方で案があると考えやすいと思うが。

委員：ただ、元々1番最初に決めたやり方は多分近隣の状況ではないか。その辺で高い低いと論議しますから、その民間の決め方のあるべき論ではない。

委員：この5市5町を見るだけでも、絶対ある型紙の中にはまっている給与体系なので、あんまり変なことをすると、例えば教育長の方が副町長より上になったりする。今回触れるのがこの2人しかいないので、全体のバランス感を考えるとあまり動かせる範囲も限られているという感じがするし、いろいろ自由にこう論議している感じではないと思う。

委員：どうしても比較するのであれば、民間の例えば手当率がどのレベルなんだろうという見方か。

委員：この平均値はやはり一つの大きい指標である。

委員：自治体だけで比較しているのか。例えば町長はこの水準の給与を貰っているとすると、それは上場企業の例えば役員などか。その辺の給与を貰うべきだという話と、優秀な人材を持ってくるためにもこの辺の水準が欲しいという見方をするのか。

委員：今回特筆すべきは、ついにはこれで町村の中でトップに立ったということである。これをどう考えるかだと思う。これはやはり寒川町の給料は高いということで、優秀な人材はどんどん来てくださいますということにも使えるし、いやいや、これで1番上になったので、非常に恥ずかしいと、こういう報酬体系は恥ずかしいので早く下げて2番目以下にならなくてはと、どっちも正解の感じがして、これも良く分からなくなる。

委員：1番怖いのは一般職員の士気低下である。

委員：この表だけ見れば高いという気がするけども、前回を見てると人口だとか、税収とか背景がある。前回の13市町村の中では歳入に関しては1番高いし、これだけ見るのであれば下げた方がいいと思うが、背景まで考えると変更はしないと思われる。今後はどうしたらよいか。どれを基準にしてベースを決めるのかがちょっと難しい。トータル的に見れば変えなくてもいいと思う。

委員：議会とのバランスというのは、やはり他市町村との比較より大事であるという印象は受けた。議長、議員の給料というのは48.5%とか半分という、それは逆に議員達は3人定数を減らした状況の中で、給料を上げるような状況ではない。その中で町長は減らすという意向で、1番良い町だというアピールなどはあるけれども、やはり10年後の人口の構成を考え、税収を考えたならば、やはりここで少し下げたいという気持ちは強く持っていると思う。やはり町長の給料は今回は下げるべきだと思っている。

委員：先程の町長を下げると副町長から教育長から全部下がっていくような、これはどうしてもそのような体制になっているのか。

委員：連動はさせないということであったはずだが。

委員：そういうことはできるのか。

事務局：一般職と特別職は別です。我々職員については人勸があり、そちらの動きが主になって変更はしていくが、今回の答申の中で例えば下げるといような答申

が出たとしたら、影響がされるのが町長、副町長あるいは議員となる。

委員：今議論している事の起こりが町長のマニフェストの中の20%削減から始まって、この特別職の報酬について10年来見直しを行っていないので、町長が言われるなら下げても良いのではないか。また全部下げるのではなくて議員関係を下げることが大変だと思う。

委員：3人減らした議会もそういう問題が出てくると思う。議会の内容は分からないけれど、あえて3人減らしたってことは議員報酬を減らすのか。

事務局：個人的な報酬額は別として、総体枠は減少する。

委員：自治会の方からも議会へそういう要望をされたのか。

委員：一昨年した。回答としては、議会の方でこれは議会として自主的に検討するというのであった。自治会では2年続けて出そうとしたが、昨年は自治会から要請は出していない。今回の議員削減は議会として自主的に協議をして提出したという風に受け止めている。

委員：人口比率などこの資料で町の平均人口は約2万人ですが、寒川町は4万7千人である。倍以上の町で、市町村の中で先程も言ったように、寒川のまちづくりという部分で大きな政策づくりをするのが寒川の課題であると思う。現状の経費削減も大事かもしれないが、ある部分は更に拡大させていき、またそういう基礎があるというところで、本当に寒川町長の給料が高いのか。そういうところを見ていると、経営削減を反対するわけではなく、やはり企業もそうだと思うが、成長させるためには研究費だとか開発していき、あるいは大学の研究所に資金投下して研究開発を行う。一つの企業を大きくするためには、いろいろな施策を行っている。町は企業と違いますが、やはり2万人と4万人の違いは、この先の成長性がある、あるいは発展性がある、またそういう環境が整いつつある状況では、良い町長や良い副町長にやってもらう必要があり、逆に言えば給料に見合った責任を明確化させておくことも必要ではないか。私は経費削減しましたと経費削減だけを狙うようなトップというのは成長する町ではないと思う。

委員：一般の企業ではそういう形ですが。

委員：やはり一般の企業と種類が違う。

委員：そうですね。一般の企業はいかに儲けるかである。

- 委員：収益を上げるところではない。
- 委員：福祉、老人福祉、子育て支援などの支援策は非常に目に見えない莫大な金がかかる。そういった源資をどうするかはまちづくりの中でどうしていくか。逆に言えば人が増えれば増えるほどお年寄りが増えるから、そのために町はどう対処していくかということは、もっと大きな政策を打つ必要がある。
- 委員：でも今町長は補助金とか削減している。町長のマニフェストで言っておいて周りから苦情がありますから、頭の痛いところだと思う。
- 委員：これは推測かもしれないけれども、寒川町は自体小さな町ですが、今重要な時期に来ていると感じる。課題的なものをしっかり捉えていく必要がある。逆に言えばこれも違うかもしれないが、今の良い悪いの責任の50%は議員にあると思う。やはり議員が行政に対するきちんとした活動ができるよう、議員として生活できるような給料を払っていく必要がある。
- 委員：そういった意味でも町長から議員までのバランスが必要である。
- 委員：議員とするとトータル分の議員給与としては総体の報酬額は減る。
- 委員：町民と市民の違いはあってはいけないと感じる。
- 委員：藤沢市だとか茅ヶ崎だとか近くに大きい街がありますが、その対応とここの対応と違うというのは住んでいて格差を感じることになる。それは町だからって言われてしまうとそうではないと思う。
- 委員：寒川は町として、全国的には何位ぐらいの大きな町なのか。
- 委員：上位であるはず。ほとんど上限ぎりぎりのところにいると思う。
- 事務局：自治法上は5万人。いわゆる直近の国勢調査で5万を超えた時点で市になれる。
- 委員：やはり町民にしてみれば、市と同格のまちづくりをして欲しいというような気持ちはあると思うが、寒川は結構インフラ整備もかなりできているし、縦貫道ができたり、新幹線ができたりとか、その辺も考えていかなければいけない。これから本当の政策マンが必要である。
- 委員：今いろいろを話を伺って、一つは他町との比較で1番になったらまずいので、1番になったところはまた下げて、1番になったところはまた下げてと、結局どんどん縮み思考で、1番になってはいけないということで、この比較だけを

見ていると、そういうベクトルが働いており、好ましくないことだと感じます。1番になってしまうとなんだか町長の評判が悪くなるから早く1番ではなくならなくてはというような動機が働くということは避けたいというのが一つ。あとは諮問の内容が今回町長、副町長の報酬ということになりますと、町長と議長のバランスを取って、尚かつ、町長と副町長とのバランスを取ると確かに副町長よりも教育長の方が給料が高くなってしまいます。つまり諮問の内容が限られているために本当にきっちりバランスを取るところまではできない。

委員：町長と副町長だけなのか。

事務局：はい。それについては、特別職の範疇が町長、副町長あるいは議員であり、教育長は一般職に分類されるということで、今回は入っていない。

委員：教育長の給料というのはどうやって決めるのか。

事務局：自治法の改正で収入役の職がなくなってしまったが、教育長については、収入役と同額としていた。収入役の職を廃止したので、今後連動する職がなくなってしまった。今後は今までの割合を見ながら、特別職との均衡を図りながら審議会の結果を反映していくことになる。

委員：一般職と言われたが。

事務局：特別職については、寒川町の条例で特別職の報酬等の条例があり、特別職については条例で定めなければならない。また自治法の中に特別職が出てきますが、その中に教育長は入っておりません。

委員：そうではなくて、給与条例主義からしては。

事務局：給与条例から行くと、寒川町職員の一般職に関する条例というものが給与に関する条例がある。それとはまた別立てで教育長は条例を持っている。

委員：教育長の給与に関する条例というものを、一般職だけれども一般職の条例とは別立てであると。

事務局：別立てです。特別職は町長と副町長です。その他として議会議員及び非常勤特別職の報酬に関する条例で、その他一般職の前に教育長の給与に関する条例があります。

委員：そうすると、一般職ではない。

事務局：自治法上の分類としては一般職です。給与条例は別です。

委員：わかりました。そうすると、それは条例だから議会の議決事項になって、町長から出すことになり、であれば議会でやってもらうことなるのでは。

事務局：教育長につきましては何級何号給という給料表がございませんので、いくらという金額を直接条例の金額を動かすことになる。

委員：それでは何も目当もなしで。

事務局：特別職の収入役がなくなったことによって、動かす目安を失ったことは間違いない。

委員：副町長の給与を適宜決めると、それにバランスをとった形で教育長の給与もたぶん決まってくるだろう。

事務局：町部局としてはそれに連動すると考えられる。

委員：下が教育長で挟まっているから動かせないということではなくて、下げたら教育長もそれに従ってバランスを取った形になるという風にある程度は想像してよろしいのか。

事務局：そう思っていていただいて結構です。

委員：そういう風に考えてよろしいか。

事務局：先ほど首長との対比較がありますが、あの辺を活用していくしかないと考えられる。

委員：そうすると諮問対象にはならない。また人勸とも連動しない。全く独自で議会だけで決めるということなのか。

事務局：議会で議決を受けることになる。

委員：町長、副町長だけではなく、これだけを見せられると全体の特別職としてのバランスを論議しないとイケないと思う。

委員：特別職並びに教育長の報酬審議会だったら議論できるが。

委員：何となく気になるのは金額的にはその部分だけだ。

- 委員：上と下だけ動かして、真ん中は挟まっていることになる。
- 委員：答申を出せば必ずこれについては議会でも出てくる。
- 委員：民間だったら単純に全部10%でやるだろう。
- 委員：議会関係は下げたらいけないのか。
- 委員：一般的に企業だと全部を下げないと意味がない。ここを伸ばさないでこっただけ下げるとバランスが取れる。
- 委員：下を持ち上げること自体は諮問がない。
- 委員：内容（諮問）がない。
- 委員：あくまでもここ（町長、副町長）である。
- 委員：ここ（議員）を下げる人いないと思う。
- 委員：そういう枝葉まで広がってしまう。だから町長だけでは難しい。
- 委員：2回目である程度答申を出さないといけないのか。
- 事務局：特に2回目ではこだわっていない。それについてはもう何度か行うことは可能である。例えばこんな資料があった方がいいとか、ご意見をいただければそれを用意してまた次回にご論議いただくなど、特段こだわっていない。
- 委員：ここで採決取るというわけにはいかないという感じがする。ただこういう気持ちであるとは明確に伝えていただきたい。我々としては単純に考えていないというのは、議員にも通じてもらわなければいけない。議員も3人減らしたというところに問題がある。
- 委員：今回のこの議題目的である町長、副町長に限るという前提の問題提起というか、諮問をしたいという内容だが、今の話全体の中ではやはりそういう整合性の問題からいくと多少ある一部分拡大せざるを得ない。また、議長、議会議員も含めて、ある程度のこの3名削減するに当たって、バランスあるいは格差問題、少なくともそういうものについてもある部分では是正をすべきではないか。今回この審議会というのは町長の諮問機関として設置されているわけですから、町長の諮問機関イコール総務部が窓口になって協議し、今日出てきているよう

な内容について今回の議題も含めて、町長そしてまた担当事務局として、さらなる方向性として、そこまでできるのか、できないのか、あくまでも町長、副町長だけだということを決めてしまうのか。この辺逆に言えば内部の実務者ベースで一回検討してもらえないのか。

事務局：話を伺っていて、町長、副町長という部分で諮問をさせていただいたが、議会とのバランスとか他とのバランスがないとなかなか論議できないという話がありました。今回諮問に当たりますには議員も、特別職と議員の諮問について伺うということについて確認いたしましたが、議会議員の選挙が控えているという部分で、報酬の高い安いという部分が選挙の争点になるのもあまり好ましくないのではないかと思いますので、今回町長と副町長のというようなお話にさせていただいたのも事実ではございます。しかしどうしてもその辺を含めて諮問という形でないと論議にならないということであるならば、その辺につきましても諮問の追加など行う。

委員：そういうことであれば、選挙が終わってからやった方がいい。

委員：私も、この選挙中でない方がよいと判断する。

委員：それなりのことを考えてあげることも必要と思うので、2月以降にやったほうが良い気がしますね。

委員：後の方が良いと思う。

委員：整理させていただきたいんですが、今矛盾点というのは教育長の報酬が副町長よりも上になってしまうというところで、下げるとかそういう議論はしにくいということで、この教育長の報酬というものが非常に曖昧な状況の中であるから、この寒川町特別職並びに教育長の報酬審議会ということで審議をするということが可能であれば、これは町長の諮問して欲しいという意向に添えて、次の選挙にまで伸ばしてでも審議しなければいけないことなのかどうかその辺をはっきりしていただきたい。

委員：その辺どうなのか整理していたんですが、どうですか。

委員：この審議会は条例設置ですね。

事務局：教育長については入れていただくわけにはいかない。条例では特別職の報酬等審議会条例の中ではあくまでも町長、副町長、議員その他の非常勤特別職の部分についてですので、教育長については正式な諮問はできないと理解していただきたい。

委員：町長の判断に任せるといふことか。この教育長の部分は。

事務局：教育長については、特別職の報酬審議会ではない条例の中です。

委員：ただ意向として減額も議員は今はいじらないし、議員と町長達の給与は高すぎる部分というのは数字的には感じるわけで、これをもし減額の方がでたら教育長は下げないとは言えませんから下がると思うが。

委員：そういう感じがする。

委員：それは先程事務局で話があった給与の基準で、その中で本人の意向ではなく、そういう規定で判断するのでは。

委員：誰が見ても常識的には、町長と副町長より教育長の給料が多いままで、それが続くということはないと思うが。どういう常識で考えても。

委員：議会の中で一番問題となることではないか。

委員：ポリシーがあつて教育長が頑張つて町長より高い給料でやるぞというならそういう教育長には期待します。

委員：自分で決められないと思う。

委員：普通に考えれば、自然に下がると思うが。

委員：収入役と一緒にしているというのは暗黙であつて、別にここで決めていたわけではない。ただ今度は決める手段がなくなつてしまった。

委員：結論がつかないようですが、どういたしますか。

事務局：ご意見を伺ひまして、どうしてもやっぱり本来の一体的な審議という部分ではないと、例えば町長と副町長という部分で単発で諮問されてもというようなことですので、選挙というような話もさせていただきましたが、これまでの論議はこれまでの論議として、それにプラスで議員の部分についても諮問を追加させていただきたい。

委員：そうせざるを得ない。

事務局：確認ですが、今回の継続を来年の選挙が終わつた後に第3回目、今回の続きと

して、更に議員等の諮問を附加しながらもう一回引き続きやっていただくというような方向性でよろしいか。

委員：どうもありがとうございました。